

【セッション4】 今後の備え2 文化財関連団体の体制構築と連携
 国立文化財機構



岡田 健 東京文化財研究所

恐れ入ります。パワーポイントは1枚だけです。お手元に資料があると思います。「これからの文化財防災—国立文化財機構の取り組み」ということで、その後ろに資料1と2とありまして、これは文化財防災ネットワーク推進事業についての資料でございます。

今日は、私は国立文化財機構ということでお話を申し上げますけれども、これからの文化財防災に国立文化財機構がどう取り組んでいくかということでございます。

その前提として、まずここ(図1)に、140年に及ぶ歴史についてごく簡単に経緯を示した図が出ております。国立文化財機構は、現在は4つの国立博物館と2つの文化財研究所と無形文化遺産研究センターの7施設になっております。いろいろな経緯があって今日このような形態であり、しかも独立行政法人という形態をとっているというところがあります。

これは一つの前提ですが、最初に建った国立博物館、東京の皇室博物館の歴史的な経緯というものがありますけれども、京都や奈良の国立博物館は、明確に当時の近畿地方、関西地方の文化財の保存を図るという使命も負っていたということがあります。その辺の自覚は今の現役の京都、奈良の国立博物館の学芸員の人たちもしっかり持っているということが言えます。

そういったことを背負いつつ、その後に国立の文化財研究所も設立されまして、日本の文化財の保存、保全に関しての仕事を行ってきたということですが、そういったこともあり、平成17年の阪神・淡路大震災においては、文化財等救援委員会事務局を当時の東京国立文化財研究所が担当するということがありました。そして、今回、平成23年の東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会も、その前回の経験があるということが第1の理由であったと思いますが、東京の文化財研究所が事務局を担当するというところで、国立文化財機構が一体となってこの事務局の活動を行ってきたということになります。

こういった経緯がありますので、これからということをお考えした場合に、次ということが起こるとすれば、3度、文

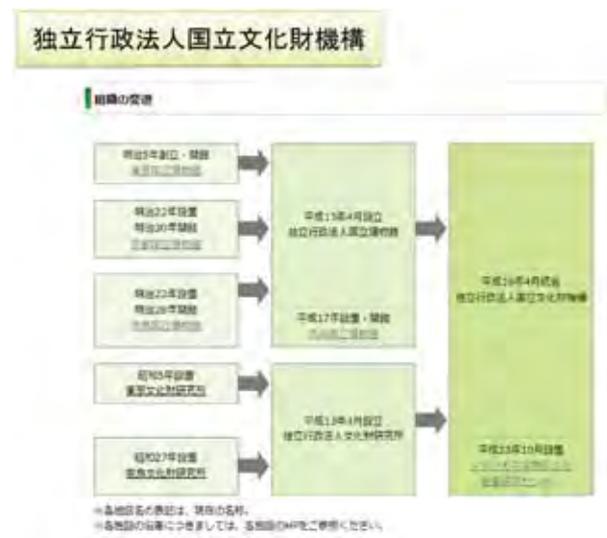


図1 独立行政法人国立文化財機構の組織の変遷

化財機構に事務局の役割が回ってくるであろうということではありますが、現役の人間たちは大体自覚、覚悟はしているところでもありますけれども、この何年間の活動の中で何回も行われたシンポジウム、研究会等であつた私が長い時間をかけてしゃべってしまう愚痴のような話というのは、なかなか私たちの枠組みが救援事業を担当するに当たっては難しいところがある、ということをお話し申し上げたためにそういうふうになったということになります。

今日、救援委員会が終了して1年と9カ月がたちました。現在も福島のレスキュー事業については行っておりますけれども、現在の活動は、資料の真ん中から下のほうに、各組織の活動内容として書いてあります。

国立文化財機構においては、今年度から約5年間の計画で文化財防災ネットワーク推進事業を行うことになっております。これは文化庁の文化芸術振興費補助金ということで進められようとしています。それから、福島県からの文化庁に対する依頼が出ましたものを受けて、福島県内の被災文化財等の救援事業を行っております。

東京国立博物館は、各種の展覧会等で、被災文化財の活用というところでの活動しておりますし、ここに書き漏らしましたが、切れ目なく、岩手県の被災文化財の保存処

置作業についての協力活動を行っております。

九州国立博物館は、文化庁の「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」ということで、これは九州全県の県の教育委員会文化財担当、県立博物館・県立美術館の代表の人たちを集めて、九州のネットワークを構築していくというところで、その作業を進めていこうというところでやっています。

奈良文化財研究所については、先ほど午前中にも高妻室長からのご紹介があったような、水損資料についての保全処置作業もずっとやっておりますし、埋蔵文化財の発掘作業においては奈文研からの協力がかなり行われているという状況があります。また、地震・火山噴火予知研究計画ということで、災害の歴史的な事柄に関するデータベースをつくるということもやっております。

東文研においては、この研究会をやっている緊急保全活動・現況調査事業を受託事業としてやっております。きょう1日だけでも相当の情報量を得ることができましたので、その成果が上げられるものと思いますが、もともと私どもは研究プロジェクトとして、「文化財の防災計画に関する研究」を国の運営費交付金によって行っております。そもそも平成23年に震災が起きたときには、私どもには（文化財レスキューのための）活動経費がありませんでした。それで、そのとき、このプロジェクトを持っていたということで、そこでお金を優先的に使うことができるという形をとりました。

しかしながら、課題ということで、独立行政法人となっても、歴史的な経緯も含めてその役割は引き続き背負っているということもありますけれども、やはり限界もある、ということがあります。阪神・淡路大震災のときには、国立であったために文化庁からの直接の指示のもとに事務局を引き受けるということがありましたが、今回は一応文化庁からのお願いというような形をとって担当しました。ですが、私ども独立行政法人国立文化財機構の東京文化財研究所の職掌の中に、こういった形のレスキュー活動を直接出ていって行うということが書かれておりません。これは再三、救援委員会の場でも私どもの所長からも皆さんにご説明申し上げておりました。職掌にないことをやるというのはどういうことなのか、ということがあって、そこが大変苦しいところで、しかし、それは皆さん全体がそういう形でやっていっちゃったということでもありますので、みんなでやるということで進めてきたわけです。そういう意味では、やはりいびつな形で作業は進んできたとい

うことです。

もう一つは、文化庁の、国の経費が直接にこの救援事業においてこないという仕組みもありました。それによって、長官による呼びかけによって義援金が募られて、その募金が集まったものを文化財保護・芸術研究助成財団から助成金という形でいただくという形式をとることになったりしました。

もろもろ制度上にそのまま私たちが救援活動を行えない仕組みがあったものですから、そこは工夫をしてやったということでありましたけれども、そこのところは課題として残ったということは、昨年1月、2月のシンポジウムでも申し上げてきたところです。

もう一つ、これは先ほど来しばしば出ていますが、文化財と言ったときのこの言葉が持っている意味が、国民全般、あるいは文化庁の行政にかかわる人たち、あるいはその所管にない組織の方々、いろいろな立場の方々から見た場合に、一つに決まっているように見えながら、いろいろな捉え方ができる、あるいはできないというのがあって、そこが難しいということがあります。

実は平成17年の阪神・淡路大震災のときの救援委員会も、既にここに文化財「等」救援委員会と書いてあるという具合ですので、文化庁という役所は最初から、その辺のところの法律的な定義と実態に違いがあるということはおわかっていて、この活動を20年前に行ったということになると思いますが、それが今日もまだ克服されないまま来ているというところで、この活動が行われたということになります。

それから、きょうは文化庁から埋蔵文化財、建造物、民俗芸能の専門家がおいでくださいました。これはまた非常に画期的なことでありましたし、あの話を聞いて私たちは、今までやってきた我々の活動にプラスして、文化財全般という意味で私たちがこの間、行ってきた活動が立体的なものになって見えてきたという気がしました。だからこそ、この立体的にある文化財の全体像を、こういうものだというところを、みんなが認識できるようにこれからしていく必要があるし、そして文化財の防災あるいは救出活動といったものも、そういった大きな観点から全体像を見ながらやっていけるような仕組みにしていかなければいけないのではないかと、つくづく思いました。

ですので、その辺のところの文化財の概念と制度の問題についても、これは長い年月をかけて日本国が築き上げてきた保護制度でありますけれども、やはり考えていく必要

があらうと思います。

これからということについても、今後もまた震災が起きたときには救援委員会を東文研がまたやるのでしょうかという形でいろいろとお話をいただきます。こういった期待をいただいていることはよくわかっております。それに対して実際に今までお話ししてきたようなことを踏まえた上で、これをどう克服していくかということを考える必要があります。

そこで、という言い方をしたいと思いますが、そういったものを大きく包括的に見据え、そして乗り越えていくための活動として、「文化財防災ネットワーク推進事業」がこれから始まると考えております。防災ネットワーク推進事業については、この推進事業開始に当たってつくられた資料が付いています。それを皆さんごらんください。

数日前の新聞に、京都国立博物館が「旧私のしごと館」(けいはんなオープンイノベーションセンター、関西文化学術研究都市所在)に入居するという報道がなされておりました。私どものネットワーク推進事業の中でもこのことが位置づけられております。さて、これを具体的にどのようにやっていくのかということは、これからまさに私たちが考えていかなければならないことだろうと思っております。

文化財防災ネットワーク推進事業が具体的にどういうものを目指すか。非常に多岐にわたることが後ろの資料に書いてあります。「文化財防災ネットワーク推進事業が目指すもの」と書いてあります。

今までずっと救援活動のいろいろなあり方や保全措置の仕方ということについて議論してきました。本日私は、防災への備えということで、今後起こり得る、起こるであろうという震災に備えておく必要について、申し上げたいのです。

奥村先生が先ほどおっしゃいましたが、確かにこの21世紀になって自然災害は急激にふえております。この1年間をとってみても大変たくさんの方々の自然災害が起きております。自然災害は起きる。しかし、そのときに最小限に被害をとどめるにはどうしたらよいかということを考えていく必要があります。そこに関しては、まず国立文化財機構の持っているさまざまなノウハウ、今までこの文化財に関して仕事をしてこられたたくさんのネットワーク参加の団体の方々、そういった方々の専門性、そういったものを生かして、これをつくっていく必要があります。

テグスでとめてあれば転がらない。本当にそういったことから始まるわけです。あの平成23年の震災のときに、

東京国立博物館では、実は品物の角度が少し変わったということではありますが、ほとんど被災をしていないという事実があります。当然、国立博物館ですので、相当のお金を使って設備を改善していたというのは事実ですが、しかし、その技術的なノウハウは必ず生きてくるはずですよ。

そういったものをどうこのネットワークの中で生かしていくか。そこで大事になるのは、東京、京都、奈良、九州に置かれている国立博物館、そして東京、奈良に置かれている文化財研究所がそれぞれの地域においてどのような役割を果たしていくかということになっていくと思います。

そこで地域の連携ということになりますけれども、地域の連携については、今度は各都道府県の体制とも関係してまいります。このことについてもこのネットワーク推進事業は、各県の皆様と話をしながら、各県それぞれのいろいろな事情がありますので、同じように全部そろえることは到底不可能だと思いますけれども、その中でそれぞれに個性のある体制をつくっていくことを提案していくということがあると思います。県立博物館、県立美術館、それから資料ネットといったところとの連携ということになるかと思っています。

そして、災害、震災発生に即応して行動する体制の構築。これもやはり今後、考えていく必要があります。そして、さらに言えることは、国立文化財機構というものが現実には保有している文化財は実は限られた範囲のものであります。しかし、この推進事業を行うことによって、さまざまな日本にある文化財「等」という文化財の全てのものに対してネットワークをつくろうとしておりますので、これは私たちの話し合いの中で確認したことですが、そういったものの全てのものネットワークの中心に、中核になるという覚悟は、国立文化財機構としては持とう、としているところですよ。差し出がましいか、おこがましいかということはあるかもしれませんが、私どもはおのずからそういう役割が回ってくるのであるとすれば、それをしなければいけないと思っています。

ただし、先ほど申し上げました、私どもの業務の中に、これは中期計画、年度計画とありまして、現在の中期計画が来年で終わりますが、その次の中期計画にこういった内容を書き込まなければ、またこの震災が起きたときには同じ苦しみを自分たちで背負いながらやらなければいけないということになりますので、当然ながら次の中期計画に向けてはそういった内容を盛り込んでいくべきであると考えております。

現状においては、私たちには文化財レスキューを専門の職としている人間がいません。文化財科学、修復技術の専門家、文化財の保存と展示、活用の専門家はおりますけれども、文化財救済、レスキューの専門家はいないという状況です。そうなると、定員をつけてほしいということになりますが、これはなかなかつかないということであるとすれば、さらに覚悟をするならば、今の現有の定員の中でどういうふうにその辺の工夫をしていくのか、ということも考えなければいけないということまで話し合いをしております。

といいながら、この話し合いをしている人間が、あと3年もしますと定年で退職をするということになりますので、その先の私たちの中での人材の問題も含めたことを考えながらやっているというところであります。

以上です。

【半田】岡田さん、ありがとうございました。

続いて最後になりますが、文化庁から朝賀さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これからの文化財防災—国立文化財機構の取り組み

東京文化財研究所 岡田 健

【前提】

- 1) 国立文化財機構（国立博物館・文化財研究所・彫刻文化遺産研究センター）の役割
= 歴史的経緯と現在の役割
- 2) 1986 年臨時防災文化財等保護委員会事務局の経緯
- 3) 2011 年東日本大震災被災文化財等保護委員会事務局の経緯

【課題】

- 1) 独立行政法人としての役割と位置
- 2) 日本の「文化財」の概念と制度
= 指定・未指定の境界
= 動産・不動産・無形の境界
= 自然史資料と「文化財」
- 3) 期待される役割にどう応えるのか

【現在の活動】

1. 国立文化財機構：
 - 文化財防災ネットワーク推進事業（平成 26 年度文化庁文化芸術振興補助金（美術部・歴史博物館重点分野推進支援事業））
 - 福島県内被災文化財等保護事業（福島文化財レスキュー事業）（平成 25、26 年度）
2. 東京国立博物館：
 - 特別展「3.11 大津波と文化財の再生」（平成 27 年 1 月 14 日～3 月 15 日）
3. 九州国立博物館：
 - みんなでもらえるミュージアム事業（平成 25 年度文化庁地域と連携した美術館・歴史博物館創造活動支援事業） →九州地域のネットワークづくり
4. 奈良文化財研究所：
 - 水田文書保存地理作業（寄付金により実施）（保護委員会終了後～平成 25 年度）
 - 復興事業に伴う免掘調査への支援（地方公共団体への特別交付金により実施）
 - 地震・火山噴火予知研究計画「災害データベース作成」
5. 東京文化財研究所：
 - 中間計画研究プロジェクト「文化財の防災計画に関する研究」（平成 23 年度～27 年度運営費交付金）
 - 文化財（美術工芸品）等緊急保全活動・見直し調査事業（平成 25、26 年度文化庁委託事業）

【文化財防災ネットワーク推進事業が目指すもの】

- 防災への備え = 「最小限の被害」に止めるための技術研究と普及
- 地域連携の拠点としての体制づくり
- 震災発生に即応し、行動する体制の構築
= 文化庁との連携
= ネットワーク構成団体との連携

資料 1

文化財防災ネットワーク推進事業について

平成 26 年 10 月 21 日
文化財防災ネットワーク推進本部

【事業名】

文化財防災ネットワーク推進事業

【文化庁補助金交付額】

189,000,000 円

【趣旨】

東日本大震災等における文化財等救出の対応を踏まえ、文化庁と連携しつつ非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築するため、国立文化財機構に「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置する。

【主な事業内容】

- (1) 次期中期計画に向けた国立文化財機構が果たすべき文化財の防災・救護業務のあり方に関する研究
- (2) 文化財防災・救出に関する情報の収集
- (3) 文化財防災・救出に関する指導致、助言、研修
- (4) 保存科学等に基づく被災文化財の保管環境、安定化処置及び修理等に関する研究
- (5) 有事における文化財防災・救出ネットワークの構築
- (6) 文化財防災・救出に関する国際連携

【期間】

当面は、平成 27 年 3 月末までだが、次年更以降も継続し、将来的には常置を目指す。

【実施体制】

- 本部：文化財防災ネットワーク推進本部
(本部長：理事長、副本部長：池原理事、本部長：各施設の長)
- 文化財防災ネットワーク推進室
(室長：本部事務局長、室長補佐：本部総務企画課長、本部総務課長)

機構全体の総括・連絡調整・庶務及び海外交流を行う。具体的には、各施設における業務の窓口として全体を把握するとともに、必要な連絡調整・庶務を行う。また、次期中期計画に向けた国立文化財機構が果たすべき文化財の防災・救護業務の職掌上の位置づけ及び役割に関する研究を各博物館・研究所とともに行う。あわせて ICOM (国際博物館会議) や ICC (ブルーシールド国際委員会) 等を通じた国際連携 (海外情報の収集・発信) を行う。

【初年度に期待される主な成果】

- 「文化遺産防災ネットワーク推進会議」の開催
本会議 (第 1 回は 10/21、第 2 回は平成 27 年 3 月予定)
- 「文化財防災ネットワーク有識者会議」の開催 (年 1~2 回程度)
文化財等の救援・防災等に取り組みでいる有識者からなる会議を開催し、今後のネットワーク構築に向けた知見を得る。
- 全国資料ネット合同会議の開催 (年 1 回程度)
「文化財防災ネットワーク推進会議」の開催とあわせて、全国に 20 以上組織されている各地の資料ネットの関係者が一堂に会し、全国的な文化財防災ネットワーク構築の必要性と課題、今後の取り組み等について情報共有を行う。なお、会議内容は記録し報告書を作成する。
- 被災文化財の応急措置等に関する研修会の実施 (東京及び京都)
全国の学芸員等を対象に、地震、津波及び豪雨等に伴う被災文化財の応急措置技術について、実習を含めた具体的な研修会を東京及び京都において開催する。
- 被災文化財展覧推進シンポジウムの開催 (東京)
平成 27 年 3 月に東京国立博物館で開催する特別展「3.11 大津波と文化財の再生」の関連シンポジウムを開催する。
- 第 3 回世界防災会議 文化遺産防災分科会の開催 (東京及び仙台)
平成 27 年 3 月に開催される第 3 回世界防災会議において、ユネスコ等の関係者及び海外専門家を招へいし、文化遺産防災分科会の開催を開催し、今後の国際的な協働連携に関する足掛かりを得る。

- 文化財レスキューの成果に関する英文パンフレットの作成
国際シンポジウムの開催を機に、文化財レスキューの成果に関する英文パンフレットを作成し、広く海外に発信する。
- 防災・レスキュー拠点等としての「私のしごと館」の活用方針の策定
「私のしごと館」の収蔵庫の整備を行うとともに、京都府と協働し、防災・レスキュー拠点等としての「私のしごと館」の活用方針を策定する。

【継続して検討すべき課題】

- 過去の事例を踏まえた課題・教訓の再整理（共通理解の促進）
- 被災文化財に関する精度の高い統計数量の把握
- 放材料を受けた被災文化財の保護に関する研究
- 文化財データベースの構築（過去に蓄積されたデータの整理）
- 災害の展示の在り方に関する研究
- 全国に140施設以上ある災害記念館や防災センター等の展示の其他把握
- プルーシールド国内委員会に向けた検討
- 自衛隊、警察、消防等との連携の確保
- 有事の際に文化財防災・救出ネットワークが有効に機能するための方策の検討
- 福島県内被災文化財のレスキュー活動に対する指導・助言

資料 2

理事長決議 64

〔文化財防災ネットワーク推進本部〕設置要項

平成 26 年 7 月 23 日
理 事 長 決 断

1. 趣旨
東日本大震災等における文化財等救出の対応を踏まえ、文化庁と連携を図りつつ非常災害時における文化財等の防災に関するネットワークを構築するとともに、そのために必要な人材の育成、情報の収集・分析・発信を行い、それらを踏まえ有事における迅速な文化財等の救出活動を行うための体制を構築するため、国立文化財機構（以下「機構」という。）に「文化財防災ネットワーク推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置する。

2. 主な事業内容
主な事業の内容は、次のとおりとする。
(1) 機構が果たすべき文化財の防災・救護業務のあり方に関する研究
(2) 文化財防災・救出に関する情報の収集
(3) 文化財防災・救出に関する指導、助言、研修
(4) 保存科学等に基づく重要文化財の保護業務、安定化処理及び修理等に関する研究
(5) 有事における文化財防災・救出ネットワークの構築
(6) 文化財防災・救出に関する国際連携

3. 推進本部の構成
推進本部は、以下により構成する。
本部長：機構理事長
副本部長：機構理事（総務担当）
本部長：各施設の長

4. 文化財防災ネットワーク推進部の構成
推進本部に文化財防災ネットワーク推進室（以下「推進室」という。）を置く。
推進室は、以下により構成する。
室長：機構本部事務局副長
室長補佐：機構本部事務局総務課課長
機構本部事務局総務課副課長
研究員：東京都立博物館 3名
奈良国立博物館 2名
奈良国立博物館 1名
九州国立博物館 1名
東京文化財研究所 1名
奈良文化財研究所 2名

上記研究員は、各施設の長が推薦する者とする。

理事長決議 64

5. その他実施体制等
本事業を円滑に実施するため、機構の職員を本務の一環として本事業に参加させることとする。また、推進室及び各施設の必要に応じアシリエイトフェロー、研究補佐員並びに事務補佐員を置くことができる。

6. 推進本部の設置場所
推進本部は、機構本部に置く。

7. 報酬
その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則
この要項は、平成 26 年 7 月 23 日から施行する。

資料 3

文化遺産防災ネットワーク推進会議要項

平成 26 年 9 月 2 日
推進本部 部長 決 断

(設置及び目的)

第 1 非常災害時における迅速な文化遺産の救出活動を行うために、国内の関係機関の本
ネットワーク構築の必要性和今後の取り組みについて共通理解を得ることを目的として、
文化財防災ネットワーク推進本部（以下「推進本部」という。）に文化遺産防災ネット
ワーク推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第 2 推進会議は、第 1 に掲げる目的を達成するため、推進本部が担う事業の具体的な方策
等について協議する。

(構成員)

第 3 推進会議は、推進本部が委嘱する別紙に掲げる機関の代表者をもって構成する。

(議長)

第 4 推進会議に議長を置き、推進本部長をもって充てる。

2 議長は、推進会議を招集する。

3 議長に事があるときは、議長のあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第 5 議長が必要と認めるときは、推進会議の構成員以外の者を会議に出席させることができ
る。

(事務)

第 6 推進会議の事務は、関係者の協力を得て、文化財防災ネットワーク推進室において
処理する。

(雑則)

第 7 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進本部長が
別に定める。

附則

この要項は、平成 26 年 9 月 2 日から実施する。

(別紙)

- 独立行政法人国立文化財機構
- 独立行政法人国立美術館
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構
- 独立行政法人国立科学博物館
- 全国科学博物館協議会
- 国立国会図書館
- 一般社団法人文化財保存修復学会
- 日本文化財科学会
- 公益財団法人日本博物館協会
- 全国美術館会議
- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
- 全国大学博物館学講座協議会
- NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク
- 歴史資料ネットワーク
- 公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団